

# アクチュアリー試験対策 標準利率の改定方法（改定ルール）の見直しの概要

（生保2第1章「生命保険会計」34ページ未収録）

◆平成8年大蔵省告示48号

	対象利率	基準利率	判定と適用													
改正後 (平成27年4月以降)	<b>第一号保険契約 ※ 【一時払終身等】</b> ・一時払の生命保険または第三分野保険のうち、生存保障が付かず、保険期間終身で、死亡保険金額が保険料以上のもの	次のうち低い方 ・「10年国債の流通利回りの過去3ヶ月の平均」と 「20年国債の流通利回りの過去3ヶ月の平均」の和半 ・「10年国債の流通利回りの過去1年の平均」と 「20年国債の流通利回りの過去1年の平均」の和半	対象利率を次の表に区分してそれぞれに安全率係数を乗じた値の合計 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>対象利率</th> <th>安全率係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%以下の部分</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>0%を超え1%以下の部分</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>1%を超え2%以下の部分</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2%を超え4%以下の部分</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>4%を超える部分</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table>	対象利率	安全率係数	0%以下の部分	1.00	0%を超え1%以下の部分	0.90	1%を超え2%以下の部分	0.75	2%を超え4%以下の部分	0.50	4%を超える部分	0.25	毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日を基準日とし、基準利率が基準日時点の予定利率と0.25%以上乖離している場合、基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率を3ヶ月後の契約から適用
	対象利率	安全率係数														
	0%以下の部分	1.00														
0%を超え1%以下の部分	0.90															
1%を超え2%以下の部分	0.75															
2%を超え4%以下の部分	0.50															
4%を超える部分	0.25															
<b>第二号保険契約 ※ 【一時払養老等】</b> ・一時払の生命保険または第三分野保険のうち、生存保障が付き、保険期間満了後の生存保険金額および保険期間満了前の死亡保険金額が保険料以上のもの ・一時払の生命保険のうち、生存保障を主目的とし、死亡保険金額が保険料または保険料積立金と比して妥当なもの	次のうち低い方 ・10年国債の流通利回りの過去3ヶ月の平均 ・10年国債の流通利回りの過去1年の平均 ただし、保険期間20年以上または終身のものは第一号保険契約と同じものを適用可															
上記以外の標準責任準備金対象契約	次のうち低い方 ・10年国債の応募者利回りの過去3年の平均 ・10年国債の応募者利回りの過去10年の平均															
改正前 (平成11年4月以降)	標準責任準備金対象契約	対象利率を次の表に区分してそれぞれに安全率係数を乗じた値の合計 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>対象利率</th> <th>安全率係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%を超え1%以下の部分</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>1%を超え2%以下の部分</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2%を超え6%以下の部分</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>6%を超える部分</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table>	対象利率	安全率係数	0%を超え1%以下の部分	0.90	1%を超え2%以下の部分	0.75	2%を超え6%以下の部分	0.50	6%を超える部分	0.25	毎年10月1日を基準日とし、基準利率が基準日時点の予定利率と0.5%以上乖離している場合、基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率を翌年4月1日の契約から適用			
対象利率	安全率係数															
0%を超え1%以下の部分	0.90															
1%を超え2%以下の部分	0.75															
2%を超え6%以下の部分	0.50															
6%を超える部分	0.25															

※ 特別勘定を設けるものを除く。傷害のみを支払事由とするものを除く。

#### ◆金融庁公表資料における「本件の概要」

- 平成8年の保険業法改正において、保険金の支払を確実なものとするため、責任準備金の積立方法（標準責任準備金制度）を告示において定めている。
- 標準利率は、当該制度に基づいて責任準備金を計算する際に用いる運用利回りの前提であり、年1回、10年国債利回りの3年平均と10年平均のいずれか低い方を参照して決定しているところ。
- 今般、制度創設当時（平成8年）と比べると、
  - (1) 一時払い終身保険など貯蓄性の高い商品の取扱いの増加、
  - (2) 超長期国債の流通量の増加など保険会社の運用手段の多様化、
  - (3) 貯蓄性の高い商品の負債特性に対応した資産運用手法（ALM）の高度化等、状況の変化が認められることから、告示を改正し、標準利率の改定方法の見直しを行う。

#### ◆参考資料

- 金融庁
  - <http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140401-3.html>
  - <http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140620-2.html>
- Deloitte トーマツ
  - [http://www.tohatsu.com/view/ja\\_JP/jp/industries/fi/106b2f5efab77410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm](http://www.tohatsu.com/view/ja_JP/jp/industries/fi/106b2f5efab77410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm)
- PwC あらた
  - <http://www.pwc.com/jp/ja/assurance/research-insights-report/assets/pdf/regulatory-update-insurance1403.pdf>